

2022年3月7日

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

株 式 会 社 A L B E R T

代表取締役社長 松本 壮志

第17回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様には可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「議決権行使のご案内」をご検討いただき、2022年3月24日（木曜日）午後7時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5F
バルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
 - 報告事項 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3ページの「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年3月24日（木曜日）午後7時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。またインターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5. インターネット開示に関する事項

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイト (<https://www.albert2005.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、委任された株主様の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.albert2005.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの重要な権利です。後記の株主総会参考書類(33ページから39ページ)をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



開催日時

2022年3月25日（金曜日）午前10時

開催会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5F
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

郵送で議決権をご行使される場合



行使期限

2022年3月24日（木曜日）
午後7時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

インターネットで議決権をご行使される場合



行使期限

2022年3月24日（木曜日）
午後7時まで

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

※インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

■ インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

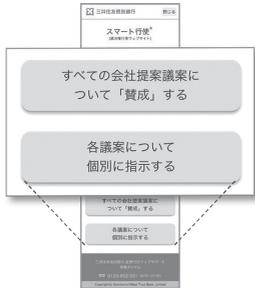
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

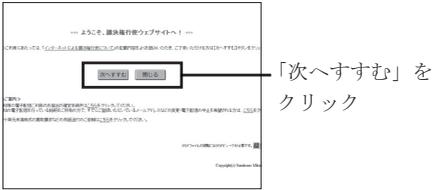


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
 ※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

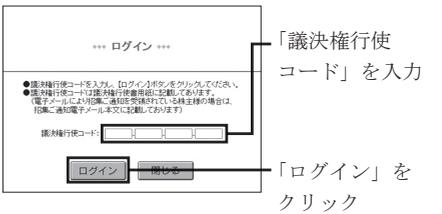
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
 （受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告
〔 2021年1月1日から
2021年12月31日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、主にビッグデータアナリティクス領域におけるデータソリューション事業を展開しております。また、当社は、MISSIONとして「データサイエンスで未来をつむぐ We are the CATALYST.」を掲げ、データサイエンスで世界をつなぎ、より良い未来のために新たな価値を共創することを目指しています。



具体的には、AI（人工知能）の社会実装を視野に入れた産業・企業の開発パートナーとして、AI活用コンサルティング、ビッグデータ分析、AIアルゴリズム開発、AIシステム実装まで一貫通貫の支援等のサービス「AI実装支援事業」を提供し、併せて、顧客企業内人材の育成支援サービス「データサイエンティスト育成支援事業」やAIを搭載した汎用的な自社プロダクトを提供する「AIプロダクト事業」を展開しております。

“ AI実装支援を中心とした3つの事業を展開 ”

1

AI実装支援事業 (プロジェクト型サービス)

- ・主に大手企業向けにAI活用を目指すプロジェクト型支援サービス
- ・AI活用コンサルティング、ビッグデータ分析、AIアルゴリズム開発、AIシステム実装まで一気通貫の支援体制
- ・産業特性や顧客ニーズに応じてカスタマイズしたサービス提供が可能

2

データサイエンティスト 育成支援事業

- ・企業内のデータサイエンティスト育成を支援するサービス
- ・ALBERTの支援ノウハウを組み込んだ実践的なカリキュラム提供
- ・経産省「第四次産業革命スキル習得講座」の認定取得

3

AI プロダクト事業

- ・AIを搭載した汎用的なプロダクトの提供
- ・AI・高性能チャットボット「スグレス」
- ・AI・画像認識サービス「タクミノメ」

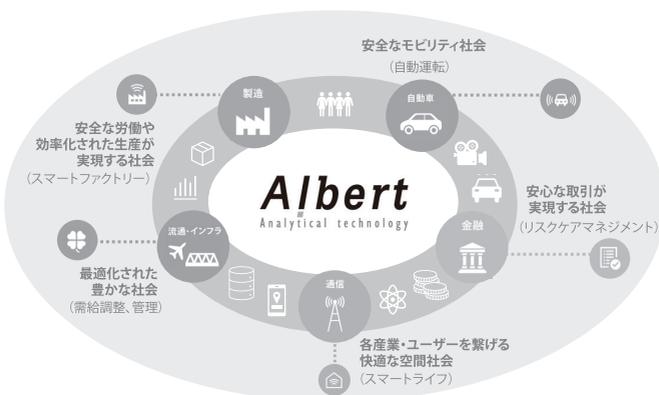
スグレス 

当社では、自動車、製造、通信、流通・インフラ、金融の領域を「重点産業」と定め、これら重点産業におけるデータ分析支援を通じ、産業ドメインのノウハウを蓄積することにより、顧客の顕在及び潜在課題に対してAI利活用によるソリューションを提供しております。現在、売上高に占める重点産業の割合は80%前後で推移しており、今後も重点産業における取引深耕を目指してまいります。

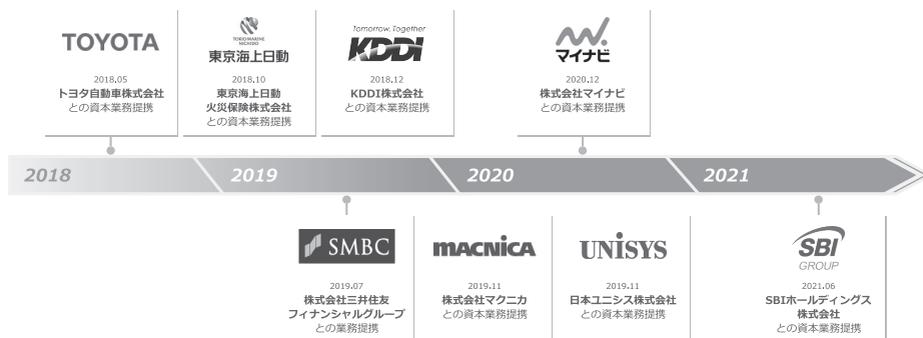
また、当社がこれら各産業と横断的に関わることにより、AIアルゴリズム・データの触媒機能となり、産業間のAI・データシェアリングを促進し、AIネットワーク化社会を目指す「CATALYST（触媒）戦略」を展開しております。

CATALYST(触媒)戦略

ALBERTが中心となって「AI」と「データ」をシェアリングすることで、各産業がめざす社会を実現し、より良い社会をめざします。



当社は、当該戦略に基づき、トヨタ自動車株式会社、東京海上日動火災保険株式会社をはじめとする重点産業における国内のリーディングカンパニーと資本業務提携等を推進し、産業横断的なAI・データシェアリングの実現に向けて各提携先と協業を重ねております。直近では、2021年6月にSBIホールディングス株式会社との間で資本業務提携を開始し、SBIグループ内における全社的なDX（デジタルトランスフォーメーション）戦略の促進に加え、SBIグループが取組む様々なプロジェクトでの連携を開始しております。現在、CATALYST戦略に基づく提携先は、上記3社の他、KDDI株式会社、株式会社マクニカ、日本ユニシス株式会社及び株式会社マイナビとの資本業務提携、株式会社三井住友フィナンシャルグループとの業務提携を含め計8社に拡大しており、引き続き「CATALYST（触媒）戦略」に基づき各企業グループとの連携を推進していきます。



このように当社事業は、重点産業のドメインナレッジ獲得、「CATALYST（触媒）戦略」に基づくリーディングカンパニーとの協業等を通じ、案件の大型化・長期化を促進し継続的な取引関係を構築することにより、ストック性の高い事業構造へのシフトを目指しております。加えて、M&Aによる事業ポートフォリオの更なる強化を図ることにより、既存事業のライン成長に加え、新規事業の確立による非連続成長を実現し、国内トップクラスのデータサイエンティスト集団として「AIの社会実装」を促進してまいります。

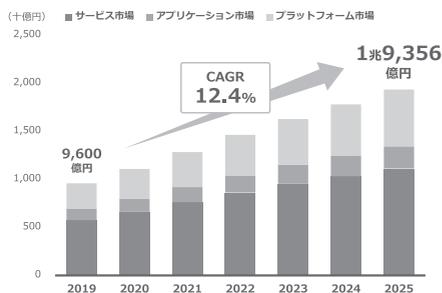
当社が属する国内AIビジネス市場において、市場規模は2019年の9,601億円から2025年には1兆9,356億円まで拡大することが見込まれており、その年平均成長率(CAGR)は12.4%と見込まれております(出所:富士キメラ総研「2020 人工知能ビジネス総調査」)。

国内AIビジネス市場の中で、当社事業は分析サービス、構築サービス及び人材育成サービス等から構成されるサービス市場並びにアプリケーション市場を主たる市場と捉えており、いずれの市場も今後拡大が見込まれております。

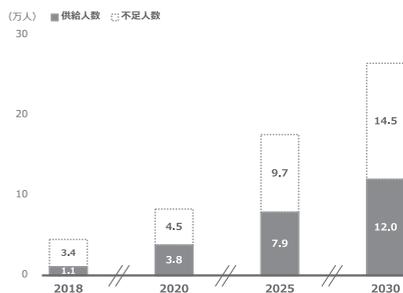
一方、市場を支えるデータサイエンティスト(AI人材)の不足数は、3.4万人(2018年現在)であり、2025年には9.7万人、2030年には14.5万人にまで拡大する見込みです(出所:経済産業省及びみずほ情報総研株式会社)。これに対して、政府は2020年7月に「統合イノベーション戦略2020」を策定し、2025年までにAIの基礎知識を持つ人材を年間25万人育成する目標を掲げ、AI技術等の社会実装を目指しています。

加えて、政府は2020年12月にデジタル庁の創設方針を含む「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、2021年9月よりデジタル庁が中心となり行政のデジタル化に向けてデータの蓄積・共有・分析の上、行政サービスの質的向上を目指す等、従来の想定を超える形でDX機運が高まっております。

AIビジネス市場規模の推移※1



AI人材の需給状況の推移※2

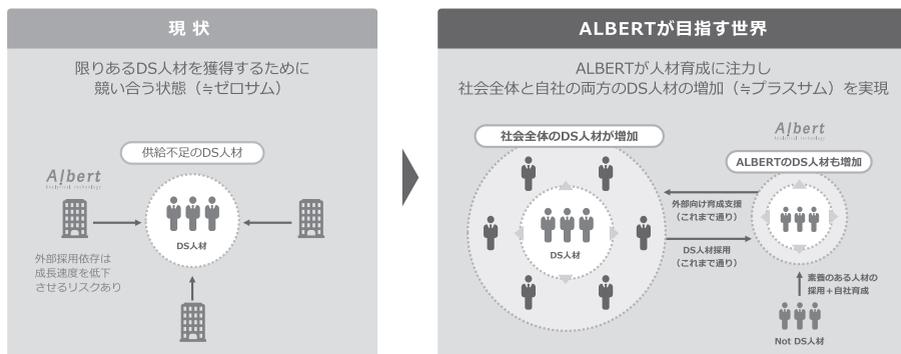


※1 (出典) 富士キメラ総研「2020 人工知能ビジネス総調査」

※2 (出典) 経済産業省及びみずほ情報総研株式会社「IT人材需給に関する調査 調査報告書」(2019年3月)

以上のような環境下、企業内においても、蓄積されたデータを活用し、DXを加速させる企業が増加しております。DXに向けた事業アクションとして、自動運転、AI搭載ロボット、情報銀行、地方創生、スマートグリッド、スマートシティ等、各産業におけるAIとビッグデータを活用した新たな事業テーマへの取組みが活発化しており、当社が提供するビッグデータ分析及びAIアルゴリズム開発等を支援する「AI実装支援事業」へのニーズが高まってきております。また、各産業でデータサイエンティストをはじめとする企業内で事業のデジタル化を推進するデータサイエンティスト（DS人材）を含むDX人材の不足が顕在化する中、蓄積された実績やノウハウに裏打ちされた独自のプログラムを活用した当社の「データサイエンティスト育成支援事業」へのニーズも高まってきております。

このようにDX人材の不足という社会課題が顕在化する中、当社は育成事業として外部人材を育成し社会全体のDX人材の供給を増やすと共に、当社内のDX人材も社内育成を通じて増やしていくことで、社会課題の解決と当社事業基盤の強化を同時に実現するよう人材育成に注力してまいります。



※ 図解内「DS人材」…データサイエンティスト人材

このような中、重点産業における、提携先を含む既存顧客との取引拡大が進行していること、また継続的な取引が見込みやすいシステム実装案件や育成支援事業が拡大していることを背景に、当事業年度において過去最高の売上高及び利益を計上し、順調に事業が成長しております。特に大企業における全社的なDX推進を支援する大型案件が複数稼働しており、分析の企画から実行、システム実装まで当社が一気通貫で支援する「AI実装支援事業」による収益貢献は今後も増加が見込まれます。加えて、DX人材の内製化ニーズの高まりに伴い「データサイエンティスト育成支援事業」が高い成長率を実現しております。

一方、当社が受注しているAIシステム実装案件の一部において、実装スケジュールが遅延し、追加作業が発生することが明らかになったことから、2021年12月期第1四半期決算より受注損失引当金を計上しております。当事業年度末時点において遅延が継続していることから、追加計上分を含めた受注損失引当金は230,364千円になります。なお、現時点では納品に向けて着実にプロジェクトは進捗しており、2022年3月末を目途に実装が完了する見込みです。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,338,207千円（前事業年度比23.5%増）、営業利益は436,900千円（前事業年度比74.5%増）、経常利益は435,424千円（前事業年度比59.7%増）、当期純利益は353,704千円（前事業年度比142.1%増）となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしておりません。

（当期の業績）

区分	2020年12月期 （前期実績）	2021年12月期 （当期実績）	差異 （変動額、変動率）	
売上高	2,703,698千円	3,338,207千円	+634,509千円	+23.5%
営業利益	250,425千円	436,900千円	+186,475千円	+74.5%
経常利益	272,572千円	435,424千円	+162,851千円	+59.7%
当期純利益	146,115千円	353,704千円	+207,588千円	+142.1%

（2）設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は31,445千円であります。
その主なものは、先進技術研究用の機材購入等（28,180千円）であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（6）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 2018年12月期	第15期 2019年12月期	第16期 2020年12月期	第17期 2021年12月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	1,630,775	2,324,335	2,703,698	3,338,207
経常利益 (千円)	199,270	193,632	272,572	435,424
当期純利益 (千円)	248,100	187,536	146,115	353,704
1株当たり当期純利益 (円)	88.33	54.88	33.06	79.60
総資産 (千円)	3,779,181	3,695,651	3,749,473	4,551,340
純資産 (千円)	2,047,090	3,216,155	3,361,766	3,787,371
1株当たり純資産額 (円)	627.37	727.00	759.99	849.07

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を主な対処すべき課題として認識し、事業に取り組んでまいります。

1. 収益力と事業成長

① 継続的な事業成長及び利益率の向上

国内有数のデータサイエンティスト集団として事業を展開していくにあたり、人員拡充にかかる採用コストや人件費の増加、その他一時的に発生する費用を吸収し、通期の営業利益の黒字化を達成しております。引き続き事業を継続的に成長させるとともに適切なコストコントロールにより、通期営業利益の黒字継続及び利益率の向上を図ってまいります。

② ストック型収益の獲得に向けた事業展開

当社は、現在、主にAIの社会実装を視野に入れた産業・企業の開発パートナーとして、企業に対するビッグデータ分析等のソリューション提供に注力しております。その中で、企業と共同しAIシステム開発及び展開等を行うことにより、企業との長期継続的な取引関係を構築しストック型収益の獲得を目指してまいります。

③ M&Aによる事業ポートフォリオの強化

当社は、既存事業がリニア成長を実現していく中、財務の健全性を維持した上で、M&Aにより新規事業を確立することで、非連続成長を実現してまいります。

2. 人材と技術力

① 人材の採用・育成

当社は、事業成長のために優秀な人材確保と継続的な人材育成が不可欠であると認識しております。特にデータサイエンティストをはじめとする社内DX人材の不足が社会的に顕在化している中、優秀なデータサイエンティストの獲得・定着に継続的に取り組む必要があります。また、最新の分析技術へのキャッチアップを含め、データサイエンティストの技術力、ビジネス力等を高める機会を提供していくことが、継続的な企業価値向上に繋がると考えております。加えて、当社が提供する「AI実装支援事業」においてはAI活用コンサルティングからAIシステム実装まで一気通貫の支援を行っており、特にコンサル領域及びAIシステム実装領域における人材及び体制の強化を推進してまいります。

② 先進技術領域における支援体制の強化

世界規模でAIが産業発展に必要な不可欠になり、AIの技術革新に向けた研究が進んでおります。このような中、当社では自社内に先進技術の研究及び実装に特化した組織を有しており、顧客事業への先進技術の実装を支援しております。引き続き、当社はクライアントニーズに応じた先進技術領域におけるサービス提供を継続的に行っていくため、先進技術研究に積極的に取り組んでまいります。

3. 内部体制

① プロジェクト管理とサービス品質の向上

事業規模の拡大及びデータサイエンティストの人員増加に伴い、受注案件数の増加及び個別案件の大型化・長期化が進行し、プロジェクト推進体制がより複雑化しています。このような状況のもと、当社は各プロジェクトの作業工数をより正確かつリアルタイムで把握できるよう、自社独自のアサインメントシステムを導入する等、工程管理を強化しております。また、AIシステム開発案件等を中心に、受注前からプロジェクトを精査しサービス品質を管理する体制を整える等、サービス品質の向上にも継続的に取り組んでまいります。

② 情報セキュリティ体制の強化

当社は、顧客企業が保有するビッグデータの分析、AIアルゴリズムの開発及びAIシステム開発を支援するにあたり、クライアントとの信頼関係を維持し、長期安定的にサービスを提供していくため、サイバー攻撃等に備えた情報セキュリティ体制の整備・強化に継続的に取り組んでいくことが重要と考えております。

③ 内部統制の整備

当社は、安定したサービス提供を維持するとともに持続的に成長していくため、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるようにコンプライアンス・リスク管理体制を含め、内部統制の強化に継続して取り組んでまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	事業内容
データソリューション事業	・プロジェクト型サービス（ビッグデータ分析、AIアルゴリズムの開発、AIシステム実装等） ・自社プロダクトの提供 ・データサイエンティスト育成支援

(12) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

(13) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
174名	11名増	34.8歳	3.3年

(注) 使用人数は従業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおり、臨時使用人は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	13,348千円
株式会社三菱UFJ銀行	11,200千円

2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,810,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,487,500株 (自己株式29,577株を含む。)
- (3) 株主数 7,556名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社	1,383,100 株	31.0 %
トヨタ自動車株式会社	165,800	3.7
株式会社マイナビ	165,800	3.7
株式会社マクニカ	163,000	3.7
日本ユニシス株式会社	133,600	3.0
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	132,000	3.0
KDD I 株式会社	97,700	2.2
住友生命保険相互会社	78,300	1.8
楽天証券株式会社	70,900	1.6
日本証券金融株式会社	55,400	1.2

(注) 持株比率は自己株式 (29,577株) を控除して計算しております。

当社は、S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社の親会社である S B I ホールディングス株式会社、トヨタ自動車株式会社、株式会社マイナビ、株式会社マクニカ、日本ユニシス株式会社、KDD I 株式会社と資本業務提携をしております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役 (社外取締役を除く。) 1 名を対象に、1,650株交付しております。

3. 新株予約権等の状況（2021年12月31日現在）

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日	2016年1月29日	2018年2月14日
保有者数	取締役（社外取締役除く） 1名	取締役（社外取締役除く） 1名
新株予約権の数	16個	870個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 87,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,200円	新株予約権1個当たり 1,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,715円	1株当たり1,609円
権利行使期間	2018年4月1日から 2024年2月18日まで	2021年4月1日から 2023年3月1日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 1	(注) 2

(注) 1. 第13回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2016年12月期から2021年12月期までのいずれか連続する2期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益の累計額が5億円を超過した場合、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2. 第14回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2018年12月期から2020年12月期までの3事業年度における営業利益の額が次の各号に掲げる条件を全て満たしている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 2018年12月期の営業利益が0百万円を超過していること
 - (b) 2019年12月期の営業利益が50百万円を超過していること
 - (c) 2020年12月期の営業利益が150百万円を超過していること
 ただし、上記の条件における営業利益の判定については、有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2年を経過する日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社 長	松本 壮志	—
取 締 役	高村 正人	株式会社SBI証券 代表取締役社長 SBIファイナンシャルサービシズ株式会社 代表取締役社長 SBIホールディングス株式会社 代表取締役副社長 SBIネオファイナンシャルサービシズ株式会社 取締役 マネータップ株式会社 取締役 レオス・キャピタルワークス株式会社 取締役 株式会社アスコット 社外取締役 株式会社THEグローバル社 取締役
取 締 役	戸澤 晃広	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会 副委員長 T&K法律事務所 パートナー 那須電機鉄工株式会社 特別委員会 委員 ポノス株式会社 社外監査役 スパイダープラス株式会社 社外監査役
常勤監査役	佐 治 誠	—
監 査 役	江 南 清 司	—
監 査 役	大 澤 玄	三浦法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役高村正人氏、戸澤晃広氏は、2021年8月27日開催の臨時株主総会において選任され、同日就任した社外取締役であります。
2. 監査役佐治誠氏、江南清司氏及び大澤玄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役江南清司氏は、上場企業における経理・財務・会計業務等に関する豊富な経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役大澤玄氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役戸澤晃広氏、監査役の佐治誠氏、江南清司氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松村 淳	2021年7月21日	取締役会長 株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役社長CEO アクセルマーク株式会社 取締役会長
江尻 隆	2021年7月21日	社外取締役 ディップ株式会社 監査役 株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役 株式会社SBI貯蓄銀行 取締役 株式会社オービック 取締役 ITN法律事務所 シニアパートナー アクセルマーク株式会社 取締役（監査等委員）
竹田 浩	2021年8月27日	代表取締役 株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター
飯野 智	2021年8月27日	社外取締役 株式会社ウィズ・パートナーズ COO 兼 Co-CIO アクセルマーク株式会社 取締役 株式会社CRI・ミドルウェア 取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることになる損害を補填することとしております。なお、被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして

十分に機能するような株主利益と連動した報酬体系とし、個人別の報酬の決定に際しては各取締役の地位及び職務を総合的に検討し、適正な水準とすることを基本方針としております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬等により構成しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

個人別の報酬となる固定報酬及び業績連動報酬については、2014年10月15日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）として決議いただいております。個別の金額及び算定方法については、取締役会にて最終決議するものとしております。

取締役に対する非金銭報酬については、2019年3月27日開催の第14回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいたものであります。

③ 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に関する事項（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

月例の固定報酬とし、各取締役の役割及び貢献度並びに業績等を総合的に勘案し決定するものとしております。

④ 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針に関する事項（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、取締役の任期が1年であることを踏まえ、業績及び株価向上への意欲を高めるために税引前純利益に応じた報酬とし、在任期間中に毎年支払うものとしております。算定方法は以下のとおりとしております。

$$\text{（税引前当期純利益（円）－税引前前期純利益（円）}^{(注)1}\text{）} \times 5\%^{(注)2}$$

- (注) 1. 当期（2021年12月期）における業績連動報酬のみ比較対象とする2020年12月期の利益は「前期営業利益」とします。これは、2020年12月期においては、同期に実施した外部調査委員会による調査に伴う調査費用として総額176百万円を特別損失として計上しているところ、一時的な事情であることから、かかる事情を勘案しないことが業績に対するインセンティブの付与として適切であるとの考えによります。
2. 当社に対する対象取締役の寄与度として当社が設定した割合となります。
 3. 税引前当期純利益及び税引前前期純利益は、有価証券報告書に記載されたものをいいます。
 4. 税引前当期純利益が0ないし純損失の場合には、業績連動報酬は0となります。
 5. 税引前前期純利益が0ないし純損失の場合には、上記算式における「税引前前期純利益」を0として業績連動報酬の額を算出します。

6. 各業務執行取締役に対する業績連動報酬の上限は固定報酬の5倍を上限とし、任期途中で退任した場合、支給しないものとします。

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約を締結し、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるために金銭報酬債権を支給して、その現物出資を受けることにより、譲渡制限付株式を割り当てるものとしております

払込金額は年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、対象取締役に割り当てる各事業年度における譲渡制限付株式の数の合計は5,000株を上限としております。

譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものとしております。

なお、個別の配分は、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて決議するものとしております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	49,462 (4,600)	34,717 (4,600)	9,616 (-)	5,128 (-)	7名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	59,062 (14,200)	44,317 (14,200)	9,616 (-)	5,128 (-)	10名 (8名)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等は、本総会にて確定する報酬の概算計上額であります。
 3. 取締役の報酬限度額は、2014年10月15日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）であります。また、2019年3月27日開催の第14回定時株主総会において、この報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬限度額は、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、金銭報酬の対価として発行・処分する譲渡制限付株式の上限を年5,000株とする旨の決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は4名）であります。
 4. 監査役の報酬限度額は、2014年10月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等
取締役	高村 正人	株式会社SBI証券 代表取締役社長 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社 代表取締役社長 SBIホールディングス株式会社 代表取締役副社長 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社 取締役 マネータップ株式会社 取締役 レオス・キャピタルワークス株式会社 取締役 株式会社アスコット 社外取締役 株式会社THEグローバル社 取締役
取締役	戸澤 晃広	第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会 副委員長 T&K法律事務所 パートナー 那須電機鉄工株式会社 特別委員会 委員 ポノス株式会社 社外監査役 スパイダープラス株式会社 社外監査役
監査役	佐 治 誠	—
監査役	江南 清司	—
監査役	大 澤 玄	三浦法律事務所 パートナー

- (注) 1. SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社は当社の大株主であります。またSBIホールディングス株式会社はSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社の親会社であります。
2. 当社と、株式会社SBI証券との間には売上取引がありますが、当事業年度における当社売上に占める割合は僅少であります。
3. SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社、マネータップ株式会社、レオス・キャピタルワークス株式会社、株式会社アスコット、株式会社THEグローバル社、第一東京弁護士会、T&K法律事務所、ポノス株式会社、スパイダープラス株式会社との間には特別な関係はありません。
4. 当社は、三浦法律事務所所属の監査役大澤玄氏以外の弁護士と法律顧問業務委託等の委託取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松村 淳	社外取締役就任後、2021年7月21日に退任するまでに開催された取締役会10回の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から発言を適宜行っております。
取締役	江尻 隆	社外取締役就任後、2021年7月21日に退任するまでに開催された取締役会10回のうち8回に出席し、主に法律分野での豊富な経験・見地から発言を適宜行っております。
取締役	飯野 智	社外取締役就任後、2021年8月27日に退任するまでに開催された取締役会12回の全てに出席し、IT業界における豊富な経験・見識から、当社アライアンス開発等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	高村 正人	2021年8月27日の就任以降に当事業年度に開催された取締役会5回のうち3回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行っております。また、企業経営者としての専門的見地からも当社経営機能等の向上に必要な意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
取締役	戸澤 晃広	2021年8月27日の就任以降に当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、適法性、内部管理体制に関しても弁護士の見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐治 誠	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、経営に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	江南 清司	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	大澤 玄	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、法務面や内部統制に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の手続・体制等について確認し、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切か検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の定める「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制」（2020年8月19日改定）の概要は以下の
とおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、定款や法令諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び執行役員会の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び執行役員会の職務執行の監査を行う。
- ② 取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行する。
- ③ コンプライアンス・リスク管理委員会において、各部門のコンプライアンスに関する課題を継続的に検討し、法令や社会規範等の遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
- ④ コンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ⑤ 内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等について、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報は、法令並びに情報管理規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
- ② 各部署の業務遂行に伴って職務権限規程に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理する。
- ③ これらの情報は、主管部署が情報管理規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施する。取締役、監査役及び会計監査人は、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社が直面する可能性があるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備する。
- ② 取締役会は、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、損失の危険の管理に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危険の管理を行う。

- ③ 識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコンプライアンス・リスク管理委員会が行い、個別のリスクは各部門が対応し、情報セキュリティに関するリスクの対応策の検討と運用はコンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織である情報セキュリティ部会が行う。
- ④ 内部監査人は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役社長に報告し、コンプライアンス・リスク管理委員会にて問題点の把握と改善策の策定を行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は機動的な職務の執行を目的として法令の範囲内で一部の権限を執行役員会に委譲し、取締役会は月に1回及び必要に応じて適宜開催し、経営の重要事項の検討・決議を行い、執行役員会は週に1回及び必要に応じて適宜開催し、取締役会から授権された範囲内で経営上の意思決定及び業務執行を推進する。
- ② 取締役社長の諮問機関として経営会議を設置し、取締役社長は、取締役の報酬や重要な意思決定等を諮問し、経営会議の意見を参考に取締役会で決定された経営方針に基づき、業務執行を行う。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の事務局業務及び監査役の職務の補助は、必要に応じて内部統制室、及び経営管理部が行うこととし、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けない。
- ② 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求めることができる。

- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力する。
 - ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ④ 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、周知徹底させる。
- (7) **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 内部通報規程において、通報した者が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする旨を定め、その旨を役職員に周知徹底する。
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役、内部統制室、経理部門及び会計監査人との意思の疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努める。また、取締役は監査役の監査が効果的に実施できるよう監査環境の整備に努める。
 - ② 内部統制室は、内部監査の年度計画を監査役会に報告し、監査役会と連携を取る。また、内部監査の実施状況及び監査結果を監査役会に報告する。監査役会は必要に応じて、内部統制室に対し、追加の監査・調査実施、改善策の策定を勧告することができる。
- (9) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行う。
- (10) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ① 財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築する。内部統制室は会計監査人と連携し、内部統制システムの有効性を継続的に評価し、不備があれば速やかに是正するとともに、取締役会、監査役会に報告する。
 - ② 内部統制システムの不備及び開示すべき重要な不備の是正にあたっては、代表取締役を委員長とする「再発防止委員会」において是正策の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行い、更なる不備が発見された場合は、速や

かに是正するとともに、取締役会、監査役に報告する。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求は拒絶することを基本方針とし、これを社内外に周知し、明文化する。取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合、取引を解消する。
- ② 反社会的勢力対応統括部門を定め、情報の一元管理・蓄積を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備え、警察や弁護士等の専門家と協力体制を構築し、不当要求が発生した場合、これら専門機関と連携し、対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員会議を週1回開催し、その内容等を取締役社長の諮問機関である経営会議において適宜意見交換し、業務執行を機動的に推進しております。

内部通報制度において、内部相談窓口に加え外部相談窓口を設置し、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等に関する通報・相談を行いやすくしております。

(2) 監査役の職務執行

監査役は取締役会や執行役員会等の重要な会議に出席し、取締役会や執行役員会等における意思決定の過程を監査するほか、重要書類の閲覧、内部監査人や各従業員に対するヒアリング等による情報収集に加え、取締役社長との定期的な会合を通じて、取締役の職務執行を監視・監督しております。

(3) コンプライアンス及びリスク管理

情報セキュリティ及び情報保護を経営の最重要課題の1つとして捉え、国際標準化機構の認証規格ISO/IEC27001：2013に基づく情報セキュリティ管理体制を構築し、情報セキュリティ部会を中心として継続的な改善に取り組んでおります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、事業展開と経営基盤の強化に備え、企業体質の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、株主価値の向上として株主への利益還元を行うこと、これを増加させていくことを基本方針としております。

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができるとしております。

また、当社は、「CATALYST（触媒）戦略」に基づき、重点産業におけるリーディングカンパニーとのアライアンスを起点に、独自ソリューションの提供、提携先との共同開発システム及びプロダクトの取り組み等、ソリューション提供によるフロー型収益の獲得に加え、ストック型収益の獲得及びそれに伴う事業ポートフォリオの更なる強化に向けて提携先との連携を促進しております。これにより、毎期黒字を維持しておりますが、更なる成長に向けた組織体制の基盤構築等を優先させるために内部留保資金として保有し、剰余金の配当を実施していません。

今後は、事業基盤の整備状況、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案し、株主への利益還元、内部留保、従業員への分配等の最適な割合を検討してまいります。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,015,449	流動負債	763,969
現金及び預金	3,246,135	買掛金	9,065
売掛金	494,103	短期借入金	24,548
仕掛品	216,661	未払金	97,347
前渡金	973	未払費用	69,487
前払費用	54,900	未払法人税等	174,826
その他	2,674	未払消費税等	88,319
固定資産	535,891	前受金	11,677
有形固定資産	180,567	預り金	8,332
建物	119,402	受注損失引当金	230,364
車両運搬具	7,984	その他	50,000
工具、器具及び備品	53,179	負債合計	763,969
無形固定資産	14,654	(純資産の部)	
ソフトウェア	14,654	株主資本	3,781,036
投資その他の資産	340,669	資本金	1,051,387
投資有価証券	51,319	資本剰余金	2,458,531
敷金及び保証金	162,679	資本準備金	1,051,387
長期前払費用	14	その他資本剰余金	1,407,144
繰延税金資産	126,654	利益剰余金	687,356
		その他利益剰余金	687,356
		繰越利益剰余金	687,356
		自己株式	△416,239
		評価・換算差額等	4,034
		その他有価証券評価差額金	4,034
		新株予約権	2,301
		純資産合計	3,787,371
資産合計	4,551,340	負債・純資産合計	4,551,340

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
〔 2021年1月1日から
2021年12月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,338,207
売 上 原 価		1,372,930
売 上 総 利 益		1,965,277
販売費及び一般管理費		1,528,377
営 業 利 益		436,900
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
為 替 差 益	187	
講 演 料 等 収 入	276	
物 品 売 却 益	288	
助 成 金 収 入	330	
そ の 他	67	1,177
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	243	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,313	
そ の 他	96	2,653
経 常 利 益		435,424
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,920	2,920
税 引 前 当 期 純 利 益		438,344
法人税、住民税及び事業税	155,125	
法 人 税 等 調 整 額	△70,485	84,639
当 期 純 利 益		353,704

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社ALBERT
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都 新宿区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	諏訪 祐一郎
代表社員 業務執行社員	公認会計士	松藤 悠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ALBERTの2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株式会社ALBERT 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐治 誠 印

監査役（社外監査役） 江南 清司 印

監査役（社外監査役） 大澤 玄 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>第8章 附則</p> <p><u>電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

当社の取締役は、2021年3月26日開催の当社定時株主総会において選任いただいた5名のうち、松村淳氏、江尻隆氏が2021年7月21日付けで辞任し、竹田浩氏、飯野智氏が同年8月27日付けで辞任しております。また同年8月27日開催の臨時株主総会にて選任されました高村正人氏、戸澤晃広氏を含めた取締役の3名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、現在の経営体制の更なる強化のため、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	まつもと たけし 松本 壮志 (1980年6月17日)	2003年4月 株式会社ワールドインテック入社 2004年4月 同社福岡営業所所長兼FC事業本部西日本事業統括部課長 2005年1月 同社FC事業本部事業統括室長 2006年4月 同社FC統括部門事業企画室長 2008年12月 株式会社システムリサーチ 経営企画担当執行役員 2009年7月 同社取締役経営企画本部長 2010年11月 同社代表取締役社長 2012年6月 株式会社デジタルハーツ 経営戦略室長 2013年10月 株式会社ハーツユナイテッドグループ(現株式会社デジタルハーツホールディングス) 取締役 2014年7月 同社取締役COO 2017年8月 当社代表執行役員 2018年3月 当社代表取締役社長 2019年1月 当社代表取締役社長兼CEO 2020年5月 当社代表取締役社長(現任)	2,400株
取締役候補者の選任理由 松本壮志氏は、当社の代表取締役として4年間、当社の経営を担っており、また多年に亘る経営経験を有するとともに、経営及び事業全般に関わる重要事項の判断を行ってまいりました。今後も当社が持続可能な企業価値の向上を目指すにあたり適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	たけい あきひろ 武井 昭博 (1987年7月17日)	2011年4月 フューチャーアーキテクト株式会社入社 2014年10月 当社入社 2018年12月 当社プロダクト開発部長 2019年4月 当社CATALYST戦略室長 2020年1月 当社執行役員経営戦略部長(現任)	2,620株
取締役候補者の選任理由 武井昭博氏は、当社におけるCATALYST戦略の遂行及び経営戦略の立案実績を高く評価し、当社の継続可能な企業価値の向上への貢献が期待できるものと判断したため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	こやま さとし 小山 智士 (1983年3月10日)	2007年12月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人)入所 2012年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2015年8月 同社経営管理グループ長 2018年4月 同社インキュベーション部門シニアマネージャー 2020年7月 株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー取締役CFO 2021年8月 当社執行役員経営管理部長(現任)	70株
	<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>小山智士氏は、2021年8月の入社以降、経理財務・労務・法務・IR・経営企画等に幅広く携わり、公認会計士としての専門的な知識と経験を活かして当社の経営に貢献して参りました。これらの実績から適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
4	たかわら まさと 高村 正人 (1969年2月26日)	1992年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2005年3月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)入社 2005年10月 同社コーポレート部長 2006年3月 同社執行役員コーポレート部長 2007年6月 SBIイー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)取締役執行役員コーポレート部管掌 2012年4月 株式会社SBI証券常務取締役コーポレート部管掌 2013年3月 同社代表取締役社長(現任) 2013年6月 SBIホールディングス株式会社取締役 2016年6月 同社取締役執行役員常務 2017年6月 同社取締役執行役員専務 2018年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社 代表取締役社長(現任) 2018年6月 SBIホールディングス株式会社取締役副社長 2018年7月 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役(現任) 2019年3月 マネータップ株式会社取締役(現任) 2019年6月 SBIホールディングス株式会社代表取締役副社長(現任) 2020年6月 レオス・キャピタルワークス株式会社取締役(現任) 2020年12月 株式会社アスコット社外取締役(現任) 2021年1月 株式会社THEグローバル社取締役(現任) 2021年8月 当社社外取締役(現任)	一株
	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>高村正人氏は、当社の資本業務提携先であるSBIホールディングス株式会社の代表取締役副社長及び当社筆頭株主のSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社の代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営機能及び企業価値の向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	とぎわ あきひろ 戸澤 晃広 (1980年3月3日)	2005年10月 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年9月 クイン・エマニュエル・アークハート・サリバン 法律事務所（ロサンゼルス）入所 2013年1月 TMI法律事務所入所 2014年6月 第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会 副委 員長（現任） 2015年6月 那須電機鉄工株式会社特別委員会委員（現任） 2015年6月 ポノス株式会社社外監査役（現任） 2016年11月 T&K法律事務所入所 2018年1月 スパイダープラス株式会社社外監査役（現任） 2021年8月 当社社外取締役（現任）	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 戸澤晃広氏は、法律の専門家としての知見に加え、上場会社におけるコンプライアンス及びガバナンスに關しての経験と実績を有しており、当社の内部管理体制の維持向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本壮志氏は、その他に自らが無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合を通じて当社普通株式38,700株を保有しております。
3. 高村正人氏、戸澤晃広氏は社外取締役候補者であります。また戸澤晃広氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。
4. 高村正人氏、戸澤晃広氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7か月となります。
5. 高村正人氏はSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に所属しております。2021年12月31日時点において同社が保有する当社の株式数は1,383,100株であります。
6. 当社は、高村正人氏、戸澤晃広氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、高村正人氏、戸澤晃広氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任又は再任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了となり、江南清司氏は本総会終結の時をもって退任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	さじ まこと 佐治 誠 (1953年11月7日)	1976年4月 株式会社三和銀行入社 1988年10月 同行決済業務部長 2001年4月 つばさ証券株式会社執行役員経営管理本部副部長 2004年1月 株式会社U F J銀行ニューヨーク支店長 2007年2月 新生証券株式会社取締役副会長 2008年3月 バンクオブニューヨークメロン証券株式会社代表取締役社長 2015年1月 同社取締役顧問 2016年6月 Jトラスト株式会社顧問 2018年3月 当社監査役（現任）	一株
2	おおさわ はるか 大澤 玄 (1979年10月14日)	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 森・濱田松本法律事務所 2010年2月 伊藤忠商事株式会社 2016年6月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 法務統括部長 2019年1月 三浦法律事務所 パートナー（現任） 2019年3月 当社監査役（現任）	一株
3	ふるぞの たかはる 古菌 考晴 (1980年1月27日)	2004年10月 優成監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所 2014年5月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2017年4月 古菌会計事務所設立 代表就任（現任） 2019年7月 監査法人東海会計社 代表社員就任（現任）	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 佐治誠氏、大澤玄氏、古菌考晴氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 佐治誠氏は、バンクオブニューヨークメロン証券代表取締役社長を含む複数企業での経営経験に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけるものと判断し社外監査役候補者といたしました。
 4. 大澤玄氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験を有しており、特に法務面や内部統制整備に関する助言・提言いただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。
 5. 古菌考晴氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。
 6. 佐治誠氏は現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 7. 大澤玄氏は現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

8. 佐治誠氏、古菌考晴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、佐治誠氏、大澤玄氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、佐治誠氏、大澤玄氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、古菌考晴氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
10. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が監査役に就任又は再任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

【日時】2022年3月25日（金）午前10時（受付開始 午前9時30分）

【会場】東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5F
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

【TEL】03-3362-4792

※「ベルサール新宿セントラルパーク」「ベルサール西新宿」ではございませんのでご注意ください。

【交通】東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅（1番出口）」徒歩3分



【新型コロナウイルス感染症への対応について】

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、会場において、出席役員及び運営スタッフはマスクを着用し、会場受付付近にはアルコール消毒液を設置いたします。

